

## 北広島霊園・慰霊堂（合葬式墓地）利用案内



少子高齢化や核家族化を背景としたお墓の承継者の不在化などの問題の解消や、多くの市民の皆様からの要望に応えるため、北広島霊園内に慰霊堂（合葬式墓地）を整備しました。

慰霊堂は、血縁を超えた方々の焼骨（ご遺骨）を一つの大きな合葬室に埋蔵する形式のお墓で、宗教性を帯びない施設となっております。

管理は市が行いますので、墓地承継の不安や無縁墓として放置される心配はなくなります。

### 【慰霊堂への埋蔵（埋葬）をお考えの方への留意事項】

北広島市慰霊堂は、骨壺から焼骨のみを取り出して、合葬室に直接埋蔵するお墓（骨壺での埋蔵保管はいたしません）となります。

このため、一度埋蔵すると二度と取り出すことができなくなりますので、ご利用にあたってはご親族の方々と十分に相談したうえでお申し込みください。

### ■使用者の資格

下記のいずれかの要件を満たしている方が使用できます。

- ① 埋蔵したい焼骨を持つ方が、北広島市内に住所か本籍がある方またはあった方
- ② 埋蔵される方（故人）が、北広島市内に住所か本籍があった方
- ③ 北広島霊園一般墓地の使用者の方で、市に墓地を返還し、その墓地に埋蔵している焼骨を慰霊堂に改葬したい方

※ 北広島霊園一般墓地の使用者の方が慰霊堂の使用を申請する場合は、先に使用している北広島霊園内の墓地を返還して頂く必要があります。

### ■永代使用料・永代管理料

区分	永代使用料	永代管理料	合計
15歳以上の焼骨（1体につき）	15,000円	12,000円	27,000円
15歳未満の焼骨（1体につき）	11,000円	12,000円	23,000円

※ 胎児は無料です。

※ 支払いは1回のみとなります（年間管理料などは発生しません）。

※ 使用を取り下げた場合、永代使用料は3年以内であれば全額を、永代管理料は1年以内であれば半額を返還します。

■生前の予約使用について

生前に死後の準備をされる方に向けた「生前予約使用」の場合、申請時に65歳以上で、同居の親族がいない方が対象になります。但し、受付時には、生前予約者の死後に自己の焼骨埋蔵を行って頂く「祭祀の主宰者」を選定して頂きますので、申請の際までにお決め頂くこととなります。

■申請受付の窓口や期間など

受付窓口	市民環境部 環境課 衛生・霊園担当（市役所4階18番窓口）
受付期間	一年中行います。
受付時間	午前8時45分～午後5時15分 ※土曜日・日曜日・祝日を除く

■申請に必要な書類など

項目	説明
申請書	『霊園使用許可申請書』・『霊園【慰霊堂】の使用に当たっての同意書』 ※生前予約使用の場合は別に『慰霊堂主宰者選定届』が必要となります。
印鑑	ゴム印以外の印鑑を持参願います。
住民票	申請する方の住民票（本籍地表示入り）1通 ※生前予約使用の場合は慰霊堂主宰者となる方の住民票も必要となります。
資格証明書類	住民票や火葬済証等で住所や本籍の有無が証明できる場合は提出不要です。 ●埋蔵したい焼骨を持つ方または埋蔵される方（故人）で、北広島市内での住所か本籍の有無を『上記の住民票』や『火葬済証（火葬許可証）』、『改葬許可証』等により確認できない場合は、以下の①～④を参考にして頂きご用意願います。 ①市内に住所がある方『住民票』      ②市内に本籍がある方『戸籍謄本等』 ③市内に住所があった方『除かれた住民票』または『戸籍附票』 ④市内に本籍があった方『戸籍謄本等』 ※「戸籍謄本等」とは戸籍全部事項証明（謄本）、戸籍個人事項証明（抄本）、除籍謄本、除籍抄本、改製原戸籍謄本、改製原戸籍抄本のことです。 ※住民票などの証明書類が発行不可能な場合は下記「備考」を参照ください。 ●北広島霊園一般墓地使用者の方で、市に墓地を返還し、その墓地に埋蔵している焼骨を慰霊堂に改葬したい方の場合 ☞ 返還した一般墓地の『霊園使用許可証』または『霊園使用権承継許可証』
焼骨証明書類	①焼骨が自宅にある方      ☞ 『火葬済証（火葬許可証）』 火葬済証（火葬許可証）は火葬場で火葬した際に渡されるものです。 ②焼骨が北広島市内の寺院等にある方      ☞ 『焼骨収蔵証明書』 焼骨収蔵証明書は寺院等の管理者が発行します。 ③焼骨が他の市町村の墓地や寺院にある方      ☞ 『改葬許可証』 改葬許可証は納骨・埋蔵している墓地や寺院がある市町村長が発行します。 ④北広島霊園一般墓地から慰霊堂に改葬する方      ☞ 『改葬許可証』 改葬許可証は北広島霊園を管理している北広島市が発行します。
備考	上記の資格証明書類において、北広島市内に住所があったことを証明する書類が、法令による保存年数期間の終了により市区町村役所から交付されない場合は、確認できる書類として以下の例を参考にしてください。 【例】税金や社会保険のほか公共料金等の領収書、郵便物、住所の記載がある卒業アルバム など

※申請内容により提出する書類が異なります。

※生前予約使用の場合は不要です。

■申請から納骨までのながれについて【焼骨を埋蔵（埋葬）する場合】

①申請受付	『霊園使用許可申請書』・『霊園【慰霊堂】の使用に当たっての同意書』を記入・押印し、『申請者の住民票』『資格証明書類』『焼骨証明書類』を添えて申請書類を環境課窓口へ提出して頂きます。
②使用料等の納付	申請書類を確認した後、永代使用料及び永代管理料の納付書を交付しますので、市指定金融機関にて永代使用料及び永代管理料を納付してください。
③許可証の交付受領	永代使用料及び永代管理料の納付が確認できましたら、『霊園使用許可証』を郵送いたします。 なお、永代使用料及び永代管理料の領収書を環境課窓口へ持参される場合は、環境課窓口で『霊園使用許可証』の交付を受けることもできます。
④納骨日時 の打合せ	『霊園使用許可証』を受け取りましたら、納骨を行う日時を環境課職員と打ち合わせ（電話可）して決定して頂きます。 ※受付順に日程を決定します。
⑤納骨	決まった納骨日時に、納骨する焼骨と『霊園使用許可証』『焼骨等埋蔵（埋葬）届出書』及び『焼骨証明書類』（火葬済証や改葬許可証など）をご持参のうえ、北広島霊園の慰霊堂へお越しく下さい。 現地で職員の指示に従って納骨して頂きます。

■申請から納骨までのながれ【生前予約使用の場合】

①応募受付	申請時に 65 歳以上で、同居の親族がいない方が対象となります。『霊園使用許可申請書』『霊園【慰霊堂】の使用に当たっての同意書』『慰霊堂主宰者選定届』を記入・押印し、申請者と主宰者の住民票（本籍記載有）を添えて環境課窓口へ提出して頂きます。
②使用料等の納付	申請書類を確認した後、永代使用料及び永代管理料の納付書を交付しますので、市指定金融機関にて永代使用料及び永代管理料を納付してください。
③許可証の交付受領	永代使用料及び永代管理料の納付が確認できましたら、『霊園使用許可証』を郵送いたします。
④納骨まで	『霊園使用許可証』を受け取りましたら、大切に保管して頂きます。 納骨する日が来た際、慰霊堂主宰者の方が納骨を行う日時を環境課職員と打ち合わせ（電話可）して決定して頂きます。 ※受付順に日程を決定します。
⑤納骨	慰霊堂主宰者の方が、決まった納骨日時に納骨する焼骨と『霊園使用許可証』『焼骨等埋蔵（埋葬）届出書』及び『焼骨証明書類』（火葬済証など）をご持参のうえ、北広島霊園の慰霊堂へお越しく下さい。 現地で職員の指示に従って納骨して頂きます。

## ■納骨について

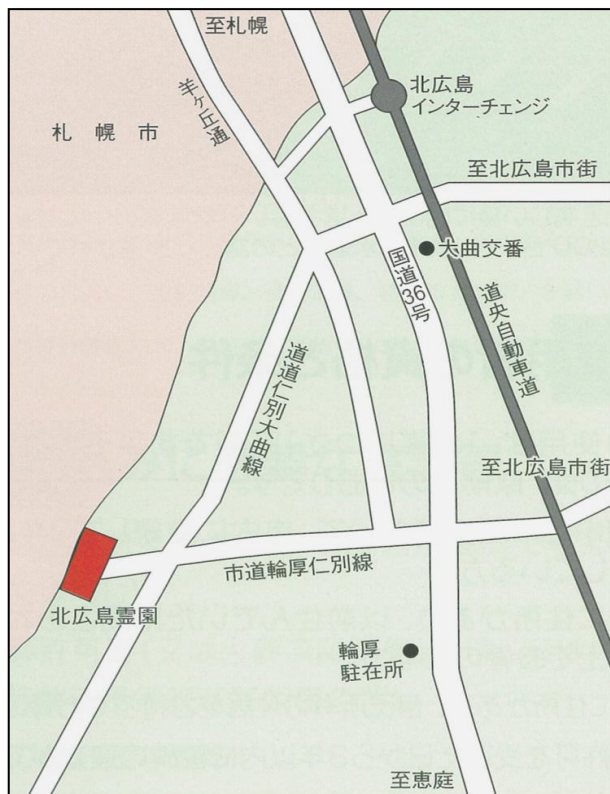
- 納骨は、積雪のない5月から11月までの指定した日に行います。
- 納骨の際には、霊園使用許可証等の書類は必ず持参ください（無いと埋蔵できません）。
- 遺族等の皆様により骨壺から出して慰霊堂の合葬室に直接埋蔵して頂きます。
- 市が焼骨をお預かりすることや、埋蔵をすることは、原則としてありません。
- 空いた骨箱や骨壺の処分を希望される場合は、霊園内の指定箇所にお持ちください。
- 納骨の際には、僧侶等による読経などの宗教的儀式はご遠慮ください。
- 焼骨以外の副葬品などは埋蔵できません。
- お礼としての金品は一切お断りしています。

## ■お参りや注意事項などについて

- お参りはいつでもできます（献花台の水張りは4月下旬から11月上旬まで）。
- ご供物やご供花などを置く献花台を用意していますが、お参りの際にお持ち帰り願います。
- 様々な宗派の方々方が埋葬されますので、宗教的儀式は周囲にご配慮のうえ行ってください。
- 骨壺から出して慰霊堂の合葬室に直接埋蔵して頂くことから、埋蔵した焼骨は返還できないものとなりますので、ご親族の方々とは十分に相談したうえでお申し込みください。
- 墓誌を設置していないため、名前等を刻むことはできません。
- 市では宗教的な供養は行いません。
- ご利用に当たっては職員の指示に従ってください。

## ■北広島霊園案内図

【北広島霊園】北広島市仁別 329 番地



【慰霊堂位置図】



### 【お問い合わせ先】

北広島市役所 市民環境部 環境課 衛生・霊園担当

〒061-1192 北広島市中央4丁目2番地1 ☎011-372-3311 内線4112または4114